

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーの期待に応える適正な企業経営を遂行するため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と認識し、経営環境の変化に対応できるよう経営判断の迅速化や経営の効率化を進めるとともに、経営の透明性の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】

当社株主の機関投資家及び海外投資家の比率は、現状は相対的に低い状況にありますが、議決権の電子行使プラットフォームの利用等を可能とするための環境作りや招集通知の英訳につき、株主・投資家の意見・要望等も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めて参ります。

【原則1-3.資本政策の基本的な方針】

当社は、資本政策の基本的な方針について説明を行うべく、検討を進めて参ります。

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有意義に関して、保有先の戦略と自社の戦略が合致する場合(資本提携等)は、継続保有をしていきます。但し、保有意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り処分・縮減していく基本方針のもと、市場への影響等を総合的に勘案し、売却方法を詳細に決定した上で売却していきます。

毎年を取締役会での個別の政策保有株式についての検証内容の開示、及び議決権行使基準の策定・開示については、検討を進めて参ります。

【補充原則2-4】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すべく検討を進めて参ります。

また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針についても、開示すべく検討を進めて参ります。

【原則3-1.情報開示の充実】

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針及び手続については、開示に向けて検討を進めて参ります。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行う際の個々の選解任・指名に関する説明については、開示に向けて検討を進めて参ります。

【補充原則3-1】

当社は、英語版のホームページを開設しております。なお、英文での招集通知等については、株主構成を勘案するなどした上で、今後の検討事項として参ります。

【補充原則3-1】

サステナビリティについての取組みを適切に開示すべく、検討を進めて参ります。

また、人的資本や知的財産への投資等についても開示・提供すべく、検討を進めて参ります。

【補充原則4-1】

当社は、代表取締役社長等の後継者の指名に当たっての選考基準は定めておりませんが、現代表取締役社長の推薦を基本とした上で、社外役員を含む役員全員で協議することとしております。

また、当社の中長期的な企業価値向上に資する経営幹部の後継者となるべき人材を育成するため、適宜外部研修を受講させ、知識、経験の積み重ね、部下の教育、指導等、能力の向上を図っており、後継者となるべき人材育成に取り組んでいます。

なお、取締役会が代表取締役社長等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、適切に監督を行うことについて、今後検討を進めて参ります。

【補充原則4-2】

取締役会がサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべく、また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が企業の持続的な成長に資するよう実効的に監督を行うことも、今後検討を進めて参ります。

【補充原則4-3】

当社は、代表取締役社長の選任基準自体は定めておりませんが、社外役員を含む取締役会にて十分に議論を重ね、業務経歴を踏まえ、人格、識見、能力に優れた人物を指名することとしております。今後は代表取締役社長の選任について、より高い客観性・適時性・透明性ある手続に従って行うことについて検討を進めて参ります。

【補充原則4 - 3】

当社は、代表取締役社長の解任基準自体は定めておりませんが、法令、定款等に違反する等、当社の企業価値を著しく毀損し、解任が相当であると認められる場合には、社外役員を含む取締役会にて十分に議論を重ね、解任の決議をすることとしております。今後は、代表取締役社長の解任について、より高い客観性・適時性・透明性ある手続に従って行うことについても検討を進めて参ります。

【補充原則4 - 10】

当社は、現時点で任意の指名・報酬委員会を設置しておりませんが、取締役の指名・報酬については、内部統制・企業法務・コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士である社外取締役と事業会社での職務経験を有する公認会計士である社外取締役の意見・助言を求めて決定しており、取締役会の機能の独立性・客観性に貢献するものと認識しております。但し、今後は、コーポレートガバナンスコードの趣旨を踏まえ、本課題について継続して検討を進めて参ります。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、取締役が5～8名、監査役は3～4名の規模で構成しています。また、社外取締役1～2名、社外監査役2～3名とすることを基本的な考え方としています。

取締役には、各事業分野に精通した業務執行取締役と、内部統制、企業法務、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士及び事業会社での職務経験を有する公認会計士など女性を含む多様な専門性を有する社外取締役を選任しています。また、監査役には、公認会計士及び弁護士等の高い専門性を有する社外監査役を選任しています。なお、選任には、事業の競争力を向上させながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督の立場である社外役員の知識・経験にも十分配慮しながら、取締役会全体のバランスを考慮しています。

スキル・マトリックスを招集通知に掲載し、取締役の有するスキル等の組み合わせについて開示しております。

取締役の選任に関する方針・手続については開示へ向けて検討を進めて参ります。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は中期経営計画を策定しておりますが、現時点で資本効率等に関する具体的な目標数値等は定めておりません。今後、目標数値の設定等を検討して参ります。また、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等についても、株主に分かりやすく説明すべく今後の検討を行って参ります。

【補充原則5 - 2】

当社は、現状、事業ポートフォリオに関する基本方針を定めておりませんが、当該方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべく、検討を進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役等との間の利益相反取引等について取締役会での審議・決議を要することとしており、その手続等を踏まえ、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を整えております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。確定拠出年金については従業員が自ら運用しており、確定給付企業年金については、企業年金の運用に適切な人材を配置し、運用機関から運用状況を入手して適切に管理するとともに、研修会等への出席をすることにより業務知識を習得し専門性を高める等運用にあたる適切な資質をもつ人材の育成にも努めております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 経営理念や経営戦略を当社ホームページ(<https://www.nagoya-denki.co.jp/company/about/>)、有価証券報告書等にて開示しています。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しています。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、有価証券報告書にて開示しています。

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会が法令に定めのある事項並びに定款及び取締役会規程に記載の事項について決議をし、それ以外の重要事項については経営会議により決定し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、名古屋証券取引所が定める独立性基準を採用し、独立社外取締役の選定を行っております。選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

【補充原則4 - 11】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役2名、各担当取締役全員は他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

常勤監査役は、他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 11】

当社は、全取締役、監査役を対象に取締役会の実効性評価に関するアンケートを実施した結果、概ね適切であると分析・評価されました。取締役会全体の実効性の向上を追求する上で、取締役会資料を配布する時期の早期化を実現しました。今後も更なる実効性の向上と継続的な改善に取り組むため、定期的な実効性評価を引き続き継続して参ります。

【補充原則4 - 14】

当社では、取締役・監査役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時及びその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たす上で必要とされる事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行っています。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営管理部門及び社長室をIR担当部門としています。また、株主や投資家に対しては、必要に応じて役員、経営管理部門及び社長室が対話等の申し込みに対応します。

また、当社は、株主等との対話を促進するため、IR担当部門を統括する役員が株主等との対話を統括し、対話を補助する関連部門を含む社内での情報共有を然るべく行う等連携を行います。

そして、株主との建設的な対話を促進するため、取締役による説明会や決算説明会等のIR活動を然るべく実施し、株主からの意見・懸念等を、必要に応じて会議体での報告やレポートの配布等によって取締役・経営陣及び関係部門へフィードバックし共有します。

なお、株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努め、情報管理に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社名電興産	540,000	9.25
名古屋電機工業社員持株会	468,000	8.02
服部 哲二	414,000	7.09
株式会社三菱UFJ銀行	236,000	4.04
日本信号株式会社	220,000	3.77
牧野 弘和	192,600	3.30
吉田 知広	192,500	3.30
福谷 桂子	189,800	3.25
第一実業株式会社	170,000	2.91
福谷 曜	147,200	2.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
赤澤 義文	弁護士													
佐藤 友子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

赤澤 義文		<p>弁護士としての豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役として選任しております。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。</p> <p>また、同氏には、弁護士としての専門的見地及び客観的・中立的立場から、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただくこと期待しております。</p> <p>名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員として指定しました。</p>
佐藤 友子		<p>公認会計士としての豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、事業会社での職務経験も有しており、公認会計士としての専門的見地及び客観的・中立的立場から、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただくことを期待しております。</p> <p>名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員として指定しました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は監査統括室の2名が「監査実施要領」に基づき各本部および各支店営業所に対して定期的を実施しております。監査統括室は監査役に対して適宜報告しております。

監査役監査につきましては、監査役会にて策定された監査計画に基づいて、取締役会等重要な会議への出席等により、取締役の職務遂行を監査しております。また、会計監査人とは意見交換を適宜開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市原 裕也	公認会計士													
高木 道久	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市原 裕也			会計士として企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的かつ中立的立場から当社の経営監視をお願いしております。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員として指定しました。
高木 道久			弁護士の資格を有しており、法律関係に関する高い見識を当社の監査に反映して、中立的な立場から経営監視をお願いしております。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したため、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

中長期インセンティブ型の株式報酬を実施しており、取締役会で議論のうえ、取締役の役位に応じて交付数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2021年4月～2022年3月

取締役(社外取締役除く)報酬の総額は135,905千円

監査役(社外監査役除く)報酬の総額は12,000千円

社外役員報酬の総額は12,186千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、世間水準および経営内容、従業員給与等のバランスを考慮し、株主総会が決定した報酬等の総額の限度内において取締役会または監査役協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へは常勤監査役が会議の都度、事前に連絡および情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、適法かつ迅速、適切な意思決定ならびに経営監視をするために下記体制を採用しております。

・取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む8名の取締役で構成され、毎月1回の定例会を開催しております。取締役会では、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定および重要な報告を行います。

なお、経営環境の変化に的確に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

・監査役会

監査役制度を採用し、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会や経営会議をはじめ重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなどして、取締役の職務執行を十分に監視しています。

・経営会議

会社業務の全般的な執行方針を協議するため取締役ならびに各本部長で構成される経営会議を設置し、毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの機関は、その法律上の機能を十分に果たしております。

また、取締役及び各本部長で構成される経営会議で会社業務の全般的な執行方針を協議しております。

意思決定および業務執行に対する社外視点による監視については、社外取締役1名と社外監査役2名が、専門的見地からその機能を十分に果たしております。

以上により、適法かつ迅速、適切な意思決定ならびに経営監視が実行できるコーポレート・ガバナンス体制が整っていることから、当社は現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2022年6月定時株主総会は、6月23日(木)に開催し、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信の開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部門及び社長室がIRの担当を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 全役職員の法令遵守を図るため、企業倫理方針を定めるとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会は、倫理規程に基づき、コンプライアンス行動指針の遵守、研修の実施等により、全役職員のコンプライアンスの徹底を推進する。
 - 企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理等に反する行為の未然防止と早期解決を図る。
 - 全役職員は、コンプライアンス行動指針を遵守し、反社会的勢力と一切関係を持たない。また、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力の排除に努める。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程等に従い、適切に管理、保存する。
また、必要に応じて、定款、社内規程等の見直しを行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理規程に従い、継続的發展を脅かすリスクに対し、リスク管理・コンプライアンス委員会を組織し、適切なリスク管理体制の構築と維持に努める。
 - 情報管理規程に従い、情報の適切な活用及びそのリスク低減をするために、情報管理課が中心になり、情報システム管理体制の構築と維持に努める。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、適宜取締役会を開催して審議・決定する。
 - 各部門に明確な目標値を設定し、その達成と収益の確保を図るため、年度計画を策定し、それに基づき経営会議を組織し業績管理を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務を補助する使用人を置くものとする。
- 使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する実効性確保に関する事項
 - 監査役を補助する使用人を置く場合は、その人事異動、人事考課については監査役の同意を得るものとする。
 - 監査役を補助する使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関することを速やかに監査役に報告する。
 - 取締役は全社的に影響を及ぼす重要な事実及び重要事項に関して取締役が決定した内容を速やかに監査役に報告する。
 - 監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
 - 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- 監査役を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務を補助する使用人を置くものとする。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求をした場合は、監査役の職務執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査統括室とそれぞれ意見交換を適宜開催する。
- (2) 人事部、経理部及び知財法務部は監査役の事務を補助する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

全役職員は、コンプライアンス行動指針を遵守し、反社会的勢力と一切関係を持っておりません。また、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力の排除に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

(会社の支配に関する基本方針)

当社は、2021年5月18日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入すること並びに本プランに関連して当社定款を変更することを決定し、2021年6月23日開催の当社第64期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為(下記c. で定義されます。)があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、1946年の創業以来、経営理念として「安全・快適な道路交通をはじめ、豊かな社会の実現のために、つねにNEW WAYを探求し、新たな価値を提供します。社員の雇用とその家族の生活の安定と向上、新たな需要の創出、社会への還元のために、正々堂々と事業を行い、適正な利益を追求します。」を掲げております。当社の経営理念やこれまでの発明・開発実績を踏まえ、現在では、LED式道路情報表示板及び車載表示装置を中心とした情報装置事業並びに3次元基板外観装置、はんだ印刷検査装置及びX線検査装置を中心とした検査装置事業を主業としております。

さらに「情報板メーカーから道路交通安全を守る総合設備メーカーへ」、「検査装置メーカーから工程・品質改善設備メーカーへ」の目標を持って、国内外の市場に挑戦し、ニーズを先取りした新製品で、社会に貢献できる企業をめざしております。

当社の企業価値の源泉は、「安全、安心、快適さに貢献する信頼の社会システムの提供」、「お客様の生の声に対応した製品・サービスの実現」にあります。また、それらを支える「開発、生産からソリューションまで一貫した製造・サポート体制」、「情報の収集から分析そして提供までのトータルなシステムを提供する技術」、「長期的な視野での企業価値向上を図る企業文化」からなっております。

当社は、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するために、ソリューション創出型企業への進化を目指しております。

情報装置事業においては、高速道路等の新規建設需要が減少し、維持更新需要にシフトしていく中で、情報板メーカーから道路交通安全を守る総合設備メーカーへと業容拡大を目指し、インフラ大規模修繕の施工現場ニーズに対応した製品ラインナップの拡充を目指してまいります。また、IoTセンサーを活用した防災、減災システム製品のラインナップ拡充を目指してまいります。

検査装置事業においては、検査装置メーカーから工程・品質改善設備メーカーへと業容拡大を目指し、製造ビッグデータを品質・生産性改善に結びつける機能改善及び製品開発を進めてまいります。

さらには、当社と密接に関連する地域社会の発展への貢献や、開発途上国との国際科学技術協力の強化を通じて地球温暖化や自然災害のような地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出の協力に努めてまいります。

そのために、コア技術の強化をはかるとともに新しい技術を取り入れ、事業領域の幅を広げつつ、さらに既存事業を深化させることにより新しい事業を創出してまいります。また、既存事業と強いシナジー効果が発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じてM&Aも検討してまいります。今後も、情報装置関連や検査装置関連の専門メーカーとしての強みを生かし、お客様の潜在的なニーズを掘り起こした製品・サービスを提供し続けることでお客様のみならず、株主の皆様、取引先の皆様、従業員に対して長期的な信頼関係を構築してさらなる成長を目指したいと考えております。さらには、社会を構成する一員としての責任を果たし、さまざまな地域や国際社会に貢献していきたいと考えております。

以上のとおり、当社の経営にあたって、中長期的視野で新技術の実現や人材の育成に努めること、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の株主の皆様・お客様・取引先の皆様・従業員等すべてのステークホルダーとの間に長期にわたり築かれた良好な関係を維持し促進すること及びこの方針を支える企業文化を維持することが重要な要素となると考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社としては、当社株券等の大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者(下記で定義されます。)及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、上記のとおり、本プランの導入を決定し、第64期定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね当社の株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為(以下「大量買付行為」といいます。)であり、本プランは大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割り当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールが遵守されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

さらに、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

本プランの有効期間

本プランの有効期間は、第64期定時株主総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)(3)の具体的取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記(2)(3)の具体的取組みが、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

本プランは、経済産業省及び財務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること

企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

株主意思を重視するものであること

独立性の高い社外者(独立委員会)の判断を重視していること

対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること

独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ(<https://www.nagoya-denki.co.jp/>)に掲載されております2021年5月18日付「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項